

認証施設の取組例 (抜粋)
～ 8 従事者の衛生管理

従事者の健康管理

従事者の健康管理は以下のとおり実施し、個人衛生管理表に記録する。

	対象者	頻度	内容
日常の健康 チェック	全調理 従事者	毎日 (作業開始前)	吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱、手指の傷、化膿創の有無
健康診断	全調理 従事者	年に1回	身長、体重、血液検査、視力、聴力、レントゲン、尿検査、問診など
検便	全調理 従事者	10月～5月 :月1回 6月～9月 :月2回	サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157、赤痢、腸チフス、パラチフス

体調不良等の従事者への対処方法

速やかに医療機関に受診させ、診断された病名により本人の出勤、対策を考える。

調理業務からはずれ、事務、献立直しなど一次配置換えする。

手指の化膿創がある場合、手袋を着用する。

検便で陽性が出た場合の措置、サルモネラは陰性になるまで直接食品に接触しない作業に配置換えする。

その他、感染症法に基づく措置をとる。

従事者の手洗い

手洗いは次の手順で実施する。

流水で手全体 (手首まで) を洗う

ハンドソープで爪の間、指の根本までよく洗う

流水で十分にハンドソープを洗い流す。

ペーパータオルで拭く

速乾性手指消毒剤で消毒する。

手洗い設備には、ハンドソープ、手指用消毒剤、ペーパータオルを常備する。

手洗いは次のタイミングで実施する。

・厨房への入室時

・トイレの後

・生鮮食品に触れた後

・手袋をつける前及び外した後

・汚染作業から非汚染作業に移るとき (原材料の検収作業の後等)

・明らかに不潔なもの (清掃用具、床、グリストラップ等) に触れた後

・帽子やマスク、服装を直したとき、顔や髪等に触れたとき 等

従事者の衛生的な服装及び行為

従事者は厨房内では次のものを着用する。

- ・厨房専用の作業着 (汚れたとき又は少なくとも2日に1回は交換・洗濯する。)
- ・専用の二重帽子 (ネット帽の上に専用の帽子を着用)
- ・専用の前掛け (非汚染作業用 : オリーブ色、汚染作業用 : 紺色)
- ・専用の履物
- ・マスク (常時着用)
- ・使い捨て手袋 (非加熱食品取扱時、盛り付け、配膳時に着用)

従事者は所定の場所以外で次の行為を行ってはならない。

- ・更衣 (所定の場所 : 更衣室)
- ・喫煙 (全館全面禁煙)
- ・放たん (所定の場所 : トイレ)
- ・飲食 (所定の場所 : 食堂、休憩室)

その他

従事者は爪を短くする。

従事者は作業中、腕時計、指輪、マニキュアを外す。

トイレ使用時の衛生

調理作業時のトイレへの入室手順

トイレ出入口にて、作業着、前掛け、帽子、マスクを脱ぎ、衣文掛けに掛ける。

トイレでは、トイレ専用の履物に履き替える。

トイレ使用後（トイレ内で手洗い後）、トイレ出入口で作業着等を身につける。

厨房入室前に手指の洗浄消毒を行う。

厨房入室

始業時に、トイレ入室時に脱いだ履物、作業着、前掛け、帽子、マスクを保管する場所が清潔な状態で確保されていることを確認し、衛生管理簿に記録する。

従業員の健康管理

従業員の健康管理は以下のとおり実施し、個人衛生管理表に記録する。

	対象者	頻度	内容
日常の健康 チェック	全従業員	毎日 (作業開始前)	吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱、手指の化膿創の有無
検便	全従業員	年に2回 (8月、11月)	サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157、赤痢、腸チフス、パラチフス
健康診断	社員のみ	年に1回	身体測定、視力、聴力、尿検査、循環器系、呼吸器系、血液検査、心電図など

検便結果が陽性及び健康管理で症状を有した従業員への対応

吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱症状がある場合は、速やかに医療機関に受診させ休ませる。(腹痛、下痢等で比較的軽い場合は、包装後の工程に配置換えを行う。)

体調不良で途中帰宅した場合は、日誌の備考欄に日付と内容を記録する。

検便結果が陽性であった場合は、入社停止措置をとり、速やかに医療機関に受診させ、医師の診断書 (食品工場で就業可能) をもって措置解除とする。

手指の化膿創がある場合は、手袋を着用する。

従業員の手洗い等

手洗いのタイミング

作業開始前、トイレ使用后、食事・休憩後、その他（下処理から加工工程に移るときなど）の時には、必ず手を洗う。

手洗い設備

作業場内の手洗い設備に、洗浄液、アルコール、ペーパータオルを常時備える。ペーパータオルは所定のゴミ箱に廃棄する。

手洗い方法

石けんをつけ手のひらでよく擦る。

指の間を洗う。

爪のすき間までよく洗う。

手首を洗う。

十分に水で洗い流す。

ペーパータオルで水気をよくふき取る。

アルコールを手全体にこすりつける。

従業員は、常に爪を短く切り、マニキュアやネイルアート等をつけない。

従業員の服装及びトイレ使用時の衛生

従業員の服装

作業場内では以下のものを着用する。

専用の作業着、専用の頭巾、専用の履物、使い捨てのマスク

・マスク、頭巾は作業中、常に着用する。

・直に原材料に触れる作業、加熱後の製品を扱う場合は、必ず手袋を着用すること。

・従業員は作業中、腕時計、指輪を外す。必要なもの以外は作業場に持ち込まない。

作業時のトイレへの入室手順

トイレ入口で履物、上着、頭巾、マスクを外し、所定のハンガーに掛ける。

(ただし、上着については、専用の上着を羽織って入室することも可とする。)

トイレ専用の履物に履き替える。

トイレ使用后、トイレから出る前に手指を洗浄・消毒する。

トイレ出口で履物、上着、頭巾を着る。

作業場入口でローラーがけを行う。

作業場入口で再度手指の洗浄・消毒を行い、マスクをつける。

作業場内での禁止行為

所定の場所以外では、以下の行為を行わないこと。

禁止行為	所定の場所
更衣	更衣室
喫煙	休憩室、事務室
放たん	トイレ
飲食	休憩室、事務室
鼻をかむこと	工場入口手洗い場、休憩室

従事者の健康管理

	対象者	頻度	内容
日常の健康チェック	加工作業従事者全員	毎日 (作業開始前)	吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱、手指の化膿創の有無
健康診断	加工作業従事者全員	年1回 (4月)	身体測定、血圧、尿検査、肝機能検査、心機能検査、血液検査など
検便	加工作業従事者全員	年1回	サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157、赤痢、腸チフス、パラチフス

加工作業従事者が、作業開始前の健康管理について下痢、発熱等を呈していた場合は、以下により対応する。

- ・速やかに医療機関に受診させ休ませる。
- ・加工業務から配送に一時配置換えする。
- ・手指の化膿創がある場合は、手袋を着用する。

検便により、病原体保有者であることが判明した加工作業従事者は、事務所に一時配置換えする。

従業員の手洗い等

手洗いのタイミング

作業開始前、トイレ使用后、食事・休憩後、扱う食材を変えるとき、作業の区切り目、汚いものに触れた後 等

手洗い設備

作業場内の手洗い設備に、薬用石けん液、消毒用アルコール、ペーパータオル、ペーパータオル用ゴミ箱を常時備える。

手洗い方法

流水で手をぬらす。

薬用石鹸液を手のひらで泡立たせてよく擦り洗う。

指先や指の間、手首や肘まで洗う。

流水ですすぐ。

ペーパータオルで拭く。

アルコールをスプレーし、むらなく擦り込むように指先までのばす。

従業員の服装等

作業場では以下のものを着用する。

ヘアキャップ、ニトリルグローブ、白衣、ビニール前掛け、長靴、アームカバー

作業場の所定の場所以外では、以下の行為を行わない。

- ・更衣 (所定の場所 :更衣室)
- ・喫煙 (所定の場所 :食堂、休憩室)
- ・放たん (所定の場所 :トイレ)
- ・飲食 (所定の場所 :食堂、休憩室)

その他

加工作業従事者は、爪を短くし、マニキュア等をつけないこと。

加工に従事する際、腕時計・指輪を外す。